さいたま市長定例記者会見

令和元年１２月１２日（木曜日）

午後１時３０分開会

○　進　　行　　定刻となりましたので、市長定例記者会見を始めさせていただきます。

それでは、記者クラブ幹事社、埼玉新聞さん、進行をよろしくお願いいたします。

○　埼玉新聞　　１２月幹事社を務めます埼玉新聞と申します。よろしくお願いします。

それでは、本日の記者会見内容につきまして、市長から説明をお願いします。

○　市　　長　　皆さん、こんにちは。

先週末には、第５回さいたま国際マラソンが開催され、前日のファンランや関連イベントなどとあわせて、多くの方でにぎわいました。このイベントを通して、スポーツに対する意欲や関心を高めていただけたのではないでしょうか。また、交通規制などで大変ご不便をおかけした方々もいらっしゃると思いますが、この大会へのご理解とご協力に対して、感謝を申し上げたいと思います。

さて、今週末の１４日には新しい「さいたま市立病院」の竣工式が行われます。可能な限り地域で必要な医療を受けることができる地域完結型医療の要としての役割を担い、市民の皆様に信頼される病院となることを目指していきたいと思います。

開院日は１２月２９日、外来診療は年明けの１月６日月曜日からとなっておりますが、１２月１４日の式典終了後と翌日の１５日の午前９時から内覧会を行わせていただきたいと思っています。ぜひ取材のほうも来ていただきますようお願いいたします。

市長発表：議題１「令和元年１月６日に市税事務所を開設します」

それでは、本日の議題に入らせていただきます。まず、本日の議題ですが、まず議題の１、「令和２年１月６日に市税事務所を開設します」についてご説明します。

市税事務所とは、各区役所課税課と収納課の賦課徴収事務、また職員を集約した組織でございます。スケールメリットを生かし、事務を効率化させるとともに、職員の税知識や経験の継承が一層図れるものと考えております。市税に関する市民からのあらゆる疑問に対応し、市民サービスを向上することを目的に設立する事務所でございます。

本市の人口、面積、市民の利便性を考慮して、南北２か所の事務所を設置することにしました。北部市税事務所につきましては、大宮区役所の５階に設置して、西区、北区、大宮区、見沼区、岩槻区、この５つの区のエリアの事務所として活用します。そして、南部市税事務所につきましては、ときわ会館の１階、２階に設置させていただきます。こちらは、中央区、桜区、浦和区、南区、緑区、この５区を所管する事務所となります。

市税事務所の体制についてご説明します。北部市税事務所、南部市税事務所ともに、個人課税課、資産課税課、そして納税調査課、納税課を設置します。また、北部市税事務所のあります大宮区周辺には法人が多数あるために、北部市税事務所には法人に特化した法人課税課を設置します。なお、この法人課税課は全市域を担当するものでございます。

次に、他の政令指定都市の開設状況についてでございますが、政令市全体で２０都市ございますけれども、そのうち１３の都市でこの市税事務所を開設しております。各都市の特性、規模によりまして、集約の形態についてはさまざまでありますが、大都市にとって市税事務所の開設は事務の効率化に非常に有効なものであると考えております。

また、市税事務所開設の必要性についてご説明しますが、本市の税務事務の中で、今３つの大きな課題がございます。１つ目は、他の政令指定都市と比較して、人口当たりの税務職員数がさいたま市は最も少ないという状況がございまして、しかも１０区役所に税務職員が分散して、それぞれ賦課徴収事務を行っているため、一部の事務が非効率になっているということがございます。

それから、２つ目でございますけれども、収納率が２０政令指定都市中１４位と下位の状況にあるということです。

また、３つ目でございますけれども、賦課の繁忙期におきまして特定の職員に時間外勤務が集中してしまうという課題がございます。これらの課題を

解決するために市税事務所を開設し、これらを解決するものでございます。

市税事務所を開設することによる効果でございますが、まず１点目の「税務職員数が少ない」という課題につきましては、各区に分散しておりました税務職員を集約することでスケールメリットを生かした効率的な事務が可能となります。また、職員の育成、知識の継承が十分に実施でき、職員個々の資質を向上させることができます。

また、２点目の「収納率が低い」という課題につきましては、高額滞納事案に対して、徹底した調査と高度な手法を専門的に実施するチームの編成が集約により可能となります。また、賦課部門との連携も強化されることから、大規模な滞納整理を実施することが可能となります。

そして、３点目の課題への対応ですが、「賦課の繁忙期に特定の税目の職員に業務が集中してしまう」という課題がございますけれども、集約により指揮命令系統が一本化されますので、繁忙期の異なる税目間での協力体制が可能となります。また、他税目を支援することで税の知識を深められるというメリットもあると考えております。

事務支援の必要性についてでございますが、こちらのグラフをご覧いただきたいと思います。例えば個人市民税の担当でございますが、２月の受付開始から繁忙期になりまして、５月に税額決定通知書を発送するまでのこの期間が非常に忙しい期間となって、業務が集中しております。

片や固定資産税の担当について言いますと、賦課期日であります１月１日の時点での賦課を２月中に処理するという状況がございますので、この１、２月に業務が集中しているわけでありまして、税は賦課期日と納税通知書を発送すべき日が決まっておりますので、どうしても特定の時期に業務が集中するという傾向がございます。このことを解消させるために、集約化をすることによって指揮命令系統が一元化される点を生かして、繁忙期ではない税目の職員による事務支援を実施することができることになるわけでございます。

また、働き方改革の推進についてでございますけれども、働き方改革関連法の施行に伴い、本市の税務行政においても法の趣旨を遵守すべく、市税事務所開設を契機として、集約による効果を最大限に生かして、次のような適切なマネジメント計画を実施してまいりたいと考えております。

まず、１点目でございますけれども、繁忙期の税目の担当職員に対して繁忙期ではない税目の職員が事務支援を行うことによって、繁忙期の税目の職員の負担を軽減させることにつながります。

また、２点目としては、これまで各区で個々に実施していた事務のうち同様の事務については、税目の枠をも超えて一元的に処理することで事務量を軽減するというものでございます。

そして、３点目でございますけれども、お互いの事務を理解し、協調し合うことによって職員の協力体制を構築できるということになります。これらの取組によって、確定申告書の受付ができる職員が増えるとことにもなりますし、また家屋調査ができる職員が増えることにもなります。これによって一人ひとりの事務を軽減することができ、お互いの理解が深まることで、繁忙期であっても交代で休暇がとれることになると考えております。

自分が忙しいときは支援してもらえることで、気持ちに余裕が生まれるようになるのではないかと思っております。ワーク・ライフ・バランスを積極的に市税事務所の導入によって推進を図っていきたいと考えております。

また、各区役所での窓口サービスについてでございますが、市税事務所開設後につきましても、これまで各区役所で行っていた住民サービスを低下させないように、１０区役所に「市税の窓口」を設置します。市税の窓口での取扱業務については、窓口業務の８割程度を占めております、「市税の証明書の交付」、「原動機付自転車等の登録・廃車」、また「納付の受付」はこれまでと同様、各区役所で行います。

また、④の「市税事務所と連携」については、新たな取組としてＩＣＴを活用したＷＥＢ会議システムを導入します。各区の市税の窓口には、市税事務所から市民税、また資産税、収納担当のそれぞれの業務に精通した３名の職員を派遣しますが、時にその派遣された職員では対応が困難な高度な税知識を必要とする相談を受けることがございます。そうした場合に備えまして、このＷＥＢ会議システムを導入して、市民は市税の窓口にいながら、市税事務所に勤務している、より業務に精通した職員に相談することが可能となります。

ＷＥＢ会議システムについてもう少し詳しく説明をしますが、本市の導入するＷＥＢ会議システムは、１２．９インチのタブレットを使用いたします。

専用サーバーを本庁舎内に置きまして、回線は閉域網となっておりますので、外部からの侵入をシャットアウトすることになります。遠隔地の対話だけでなく、画面上に資料を映し出して共有することができるために、申請書の記載指導、また市税事務所に保管してある家屋台帳を見ながら説明することも可能となります。市民の方が来庁したどの区の市税の窓口におきましても、市税事務所に来庁したものと同様のサービスを実現することができます。

また、このＷＥＢ会議システムは持ち運びができるという特性を利用して、例えば災害の際には、その現場に持ち出し、現場の状況映像等をリアルタイムで本部に送ることで、的確な指示が出せるというものでございます。

それでは、ここでＷＥＢ会議システムを実際に見ていただきたいと思います。

○　事務局　　こちらが現物になります。今、６階（の収納対策課）とつないでおりまして、職員が映っております。自分がどう見えるかというのはこの小さな四角になります。聞こえますか。

では、資料アップしてみてください。こちらの機能としましては、資料をこちらに出すことでお互いが共有できるということになります。これが市税事務所の開設のポスターでございますが、こちらを相手方とこちらで共有できます。

ちょっと何か記入してみてください。ちょっと見えづらいかもしれませんが、こちらのように記載ができますので、例えばこちらにお名前を記載してくださいとか、もちろんこれについては私どものほうでも書くことができます。こういったシステムになります。

以上です。

○　市　　長　　という形で、各区の市税の窓口（を設置することで）決して市民サービスの低減につながらないという状況になっております。

最後に、市税事務所開設後の５年後をイメージしている未来想像図についてご説明します。事務効率化の面では、集約の効果を生かして組織と事務をスリム化するため、人員の削減が可能となります。また、集約によって３年後をめどに、主に過年度・高額滞納事案に対しまして、市税事務所職員全体で集中して取り組むことで税の滞納をほぼ現年分にする計画でございまして、債権回収に係る人員の削減が可能になると考えております。また同時に、

市税収入が増加し、収納率も向上していくということになります。

ＡＩを活用して（固定資産税の）家屋全棟調査の業務時間を１０分の１に削減をしたり、また人材育成の面では、個々の職員の専門知識が向上し、複数の税目に精通するために、確定申告受付における人員の確保、また災害時の家屋調査ができる職員の増加が見込まれます。

また、ワーク・ライフ・バランスの面では、相互事務支援により繁忙期においても交代で休暇が取得でき、産休、または育休、介護休暇の取得に躊躇が無いようにできる環境をつくっていきたいと思います。また、ワーク・ライフ・バランスの改善によって職員が生き生きと業務を行うことができるようにしていきたいと思います。

市税事務所開設後は、より適正、公正な賦課を実現し、生き生きとした職員が多様な市民ニーズに的確に対応することで市民満足度の向上につながるものと確信をしているところでございます。

市長発表：議題２「ドイツ・バイエルン州産業ニュルンベルク市と経済連携のための覚書（MoU）を締結しました」

続きまして、議題の２でございます。「ドイツ・バイエルン州ニュルンベルク市と経済連携のための覚書（MoU）を締結しました」についてご説明します。

まず、現在の本市とドイツ・バイエルン州産業クラスターとの連携について説明をします。さいたま市内の中小企業の技術力強化とドイツを中心とした欧州高付加価値市場への販路開拓を目的として平成２３年度から２５年度の３年間、ジェトロの地域間交流支援事業、通称ＲＩＴの採択を受けました。平成２６年度にはフォローアップ期間として引き続き採択いただき、平成２６年２月に「クラスターメカトロニック＆オートメーション」、また６月には「フォーラムメドテックファルマ」といった２種類の産業クラスターと覚書を締結させていただきました。

今日まで国際人材の育成、招聘、ミッション派遣などを通して、経済交流を実施してきました。その成果から、産業クラスターの活動拠点であり、またドイツの産学連携のメッカで、バイエルン州第２の規模を誇りますニュル

ンベルク市と経済連携のための覚書を締結することとなりました。

本年１１月１５日にバイエルン州のニュルンベルク市と「経済連携に関する覚書」を締結いたしました。英語で書かれた実物は、こちらの覚書になります。当日は、ニュルンベルク市の市役所におきまして、「ウルリッヒ・マリー」ニュルンベルク市長とともに、在ミュンヘン日本総領事の木村徹也様のほか、多くのドイツ、日本の関係者、企業の立ち会いのもとにこうして覚書を締結することができました。

この主な目的としましては、連携ネットワークの構築ということ、研究機関等を含めた協力体制をしっかりとっていくということ、特に重点分野としてメカトロニクス、医療機器関連分野、またＡＩ、ＩｏＴに代表される、Ｉｎｄｕｓｔｒｙ４．０、新エネルギー関係の分野について協力を深めていこうというものでございます。

今回は、このニュルンベルク市との連携において重要な機関とも会談を行ってまいりました。まずは、メカトロクラスターとの覚書締結の際の支援機関として参画をしていただいておりますニュルンベルク商工会議所との会談も行わせていただきました。

このニュルンベルク商工会議所は、日本の展示会等へ出展するときに積極的にニュルンベルクとさいたま市の企業のマッチングについても実施いただいております。ニュルンベルク商工会議所がニュルンベルク市と一緒に取り組んでいる重点分野とさいたま市の重点分野で合致する医療機器分野、ＡＩ、ＩｏＴ分野、また新エネルギー分野でさらなる交流を図っていきたい、このように考えております。

また、ドイツ産学官連携の中心大学の一つでありますフリードリッヒアレキサンダー大学にあります研究所、ファクトリー・オートメーション・プロダクション・システム（ＦＡＰＳ）を視察しました。最新の産学官連携について、その状況について見せていただきました。

また、フォーラムメドテックファルマの関係者とも会談を行い、今までの取組の成果と、また今後の展望について意見を交換してきたところであります。

最後に、覚書締結後の連携についてでございます。日本・ドイツ　メカトロニック　ジョイント　イニシアチブ、通称「ＭＥＪＯＩＮ」というプロジ

ェクトを開始いたします。今回、ドイツ連邦共和国ドイツ連邦教育研究省の補助金に採択されまして、メカトロクラスターが主導し、ドイツ中小企業、研究機関、支援機関が参画し、またさいたま市側ではさいたま市産業創造財団を中心に市内の中小企業や埼玉大学等の研究機関が参画し、このプロジェクトを進めてまいります。連携、マーケティング、知識交流のためのフレームワークをつくるとともに、ＡＩ分野の議論やビジネスにおける既存の連携強化及び新たな連携を創出していきたいと考えております。

また、環境・新エネルギー分野の連携につきましては、来年２月にニュルンベルク商工会議所が主導して、環境エネルギー分野を主題とする専門家が日本へおいでいただく予定となっております。市内のエコモビリティやスマートハウスなどの取組を視察し、今後の連携について意見交換を行わせていただく予定となっております。

市長発表：議題３「さいたまシティカップを開催します」

続きまして、議題の３でございます。「さいたまシティカップを開催します」について説明をします。

さいたまシティカップは、海外の強豪クラブチームを招きまして、本市をホームタウンとする浦和レッズ、大宮アルディージャとの国際親善試合を実施することによって、多くの市民に一流のプレーを間近で見る機会を提供するとともに、「サッカーのまち　さいたま」を国内外に発信することを目的として、平成１５年度より開催を重ねてまいりました。今年度の開催で１１回目の大会となります。

今大会は、大宮アルディージャと、さいたまシティカップ初の南米チームでございます、ウルグアイの１部リーグ、プリメーラ・ディビシオンの名門チームであります「クラブ・ナシオナル・デ・フットボール」との対戦が実現することになりました。開催日は来年２月９日日曜日、１３時キックオフの予定でございます。会場は、大宮アルディージャのホームスタジアムであります「ＮＡＣＫ５スタジアム大宮」になります。

チケットの販売の概要についてご説明しますと、まず一般販売の前にさいたま市民を対象とした市民優先販売を１２月２０日金曜日の１２時から来

年１月９日木曜日まで行う予定でございます。

なお、市民優先販売は自由席と車椅子席の一部のみを販売させていただきます。また、一般販売は１月１０日金曜日の１２時から行います。購入方法は、それぞれ大宮アルディージャのホームページから購入することができます。

また、アルディージャエリアのチケット料金は、この（スライドの）ご覧いただいております料金表のとおりでございますが、市民優先販売の料金はこちらの一番右側にもございますけれども、１，５００円から５００円といった非常に安い状況になっております。また、メイン中央指定席でありますアルディージャシートの４，０００円を最高額として、求めやすい料金を設定させていただいています。

アルディージャエリアの企画シートとしましては、セブンイレブンテーブルシートとして４人掛け用に区画されたカウンター席で４人分の料金、２組限定で販売いたします。また、セブンイレブンカウンターシートはカウンター席２人分の料金、６組限定で販売します。いずれもセブンイレブン店舗やセブンチケットＷｅｂサイトにて購入が可能となっております。

また、ＬＩＮＥシートチケットはＬＩＮＥチケット限定販売の席となっており、バックスタンド最前列の指定席を通常指定席より安く購入することが可能で、これも１０席限定でございます。ビジターエリアのチケット料金については、ご覧のとおりとなっております。自由席の一部と車椅子席に市民優先販売の料金を設けております。

また、市民の無料招待についても行わせていただく予定でございます。市内在住の方１，０００組２，０００名を無料でご招待いたします。応募期間は１２月２０日から１月５日までで、席種はホームサポーターゾーンのみとなっております。応募方法は、大宮アルディージャのホームページから応募することができます。シートの配列については、こういった形（スライドの図のとおり）となっております。

大宮アルディージャと対戦します「クラブ・ナシオナル・デ・フットボール」についてご紹介したいと思います。「ナシオナル」と呼ばれるクラブは世界中にも存在するために、都市名をつけて「ナシオナル・モンテビデオ」と呼ばれることが多くなっております。１８９９年に創立し、ウルグアイの

首都モンテビデオをホームタウンとするチームでございます。

ホームスタジアムであります「エスタディオ・グラン・パルケ・セントラル」というスタジアムは３万４，０００人を収容する１９３０ＦＩＦＡワールドカップで利用されたスタジアムでございます。

そして、ウルグアイ１部リーグ通算、これはつい昨日ですか、年間王者決定戦で勝利をしまして、国内リーグで４７回の優勝を誇るウルグアイ屈指の名門クラブでございます。現在のＦＩＦＡクラブワールドカップの前身である第１回目のトヨタカップで優勝するなど強豪でございます。

今シーズンは、ウルグアイ１部リーグ後期で優勝し、前期を含めて年間の勝ち点でもトップになり、チャンピオンシップで勝利し、年間王者ということが確定したところであります。南米のクラブ王者を決定する大会「コパ・リベルタドーレス」への出場が決定しております。

主要選手には、ウルグアイ代表のディフェンダー、「マティアス・ビニャ選手」が所属しております。過去には、ウルグアイ代表の通算特定記録を持つストライカー、ＦＣバルセロナ所属の「ルイス・スアレス」ウルグアイ代表が所属をしておりました。

また、モンテビデオでキャリアの幕を閉じました「アルバロ・レコバ」元ウルグアイ代表、元インテルに所属していた選手でありますけれども、この選手も所属をしていた名門のチームでございます。

ナシオナル・モンテビデオからさいたまシティカップへの出場に対してのコメントをいただいております。「さいたまシティカップにウルグアイ代表として出場できることは大変名誉である」という内容でございまして、コメントの和訳全文は机上に配付させていただいています。

ナシオナルは、ウルグアイの強豪チームでございまして、大会史上初の南米チームと大宮アルディージャとの初対戦は、サッカーファンから注目をされるさいたまシティカップとなると自負しています。サッカーファンはもちろん、今までサッカーに興味がなかった方、またＮＡＣＫ５スタジアム大宮に行ったことのない方など、ぜひ多くの方々にＮＡＣＫ５スタジアム大宮へ足を運んでいただき、一流選手のプレーを間近で見ていただきたいと思います。

そして、このさいたまシティカップを機に、一人でも多くのサッカーファ

ンが生まれることを期待したいと思います。

私からの３つの議題についての説明は以上でございます。

議題１に関する質問

○　**埼玉新聞**　　市長からの説明について、マイクを使用して質問をお願いします。

○　**東京新聞**　　東京新聞です。

市税事務所の件で幾つか質問があります。まず，具体的に南部と北部の事務所に配置される職員の数というのはおおむね大体何人ずつぐらいなのか、区役所で窓口サービスに各担当３人を残すと言ったと思うので、これとあわせてその部分を教えてください。

あともう一つ、ＩＣＴの部分があったと思うのですが、政令指定都市で多くこの市税事務所あるんですけれども、導入例というのがほかにあれば教えていただきたいと思います。

○　**事務局**　　人員につきましては、人事の案件になりますが、今のところ現有職員を確保していただくと、概ね南部、北部ともに１５０名程度と考えております。北部市税事務所は法人課税課があるので、少し多くなりますが、概ね１５０名ずつ。区役所の体制でございますが、区役所には市民税、資産税、収納の各職員を派遣いたしますが、それ以外に市税の窓口の責任者として１人常勤の職員が、課長級になろうかと思いますけれども、おります。あとは、いつも区役所でお手伝いいただいている臨時職員、こちらも各区に３名配置する予定でございます。

それから、ＩＣＴの導入例ということでございますが、こういった持ち運びのできるタブレットを使っている市町村は政令指定都市の中ではございません。ただ、テレビ電話を使っていらっしゃるところは、名古屋市など２市ぐらいあります。他の政令市に聞いてみましたけれども、持ち運びはなくて、タブレットではないのですが、テレビ電話的なものを導入したいと考えている市はあるようでございます。

以上です。

○　**埼玉新聞**　　確認ですけれども、そうすると１０区役所はこの担当３人と責任者１人と臨時職員３人の７人体制と考えていいんでしょうか。

○　**事務局**　　基本そのように考えております。ただ、納税通知とか発送すると、区役所

に多くの方がいらっしゃるということは想定されますので、そういった過去の実績に基づいて、多くの人員を派遣するということは考えております。

○　東京新聞　　あと補足で、現状の課題の中で、税務職員数が政令指定都市で最も少ないとあるんですが、単純に例えば最も少ないのであれば、異動とかで増やせばいいんじゃないかと思うんですが、これは何か市ならではの事情があるのでしょうか。

○　事務局　　市の事情については私が申し上げることではないのですけれども、実際私どもが市税事務所を開設する際に全政令市の、何人税の職員がいるか、あと臨時職員さんが何人か、そういうものを聞き取って、人口で割ったところ、私どもが一番人口に対して少なかったという結果でございます。

○　市　　長　　全体の話で言いますと、できるだけ効率的に業務を行うということで、もちろんどうしても必要な部署には適切に配置をしておりますが、せっかく政令市になって、スケールメリットを生かす部分ときめ細かにやる部分と、これを連動させながらやっていくということの中で、この税務については一旦各１０区に配置をしたわけですけれども、そうするとそれぞれの担当が１人とか２人とか、かなり少数になってしまうので、むしろそれを集約化したほうが、より効果的になるだろうということで、今回の市税事務所につながっているということでございます。

○　時事通信　　時事通信です。

市税事務所開設についてなのですけれども、現状の課題のところで収納率が政令指定都市中１４位と低いとあるのですけれども、この原因についてどういうふうに分析しているかと、あとその次に特定の職員に超勤時間が集中してしまうとあるのですけれども、この特定の職員というのは、どういう課のどういう係なのかお願いします。

○　事務局　　例えば個人市民税の担当というのは、大体区の中に６～８人ぐらいいるのですけれども、これが確定申告のときからずっと、確定申告の会場をご覧いただくとおわかりのように、かなりの人数が一度期に必要になります。それを皆様のお手元に例えば給与の所得者であれば、５月中旬までに会社に税額を計算したものを送らなければいけない。非常にその２カ月、３カ月の期間が密集してしまうことになります。

片や固定資産税のほうも、やはり３月には全ての賦課期日時点の入力をし

なければいけないということになりますので、そこに職員がどうしても集中的に必要になります。一方、収納の職員は、特段の繁忙期というのはないのですが、なだらかに超勤時間というのはあるのですけれども、要するにこの３者が一緒になることで、それぞれの繁忙期が完全に薄まりますので、それぞれを事務支援したいと考えております。

○　事務局　　収納率のほうについてお答えさせていただきます。

他市の政令市とどうして違いが出るかということについてなのですけれども、正確に２０市とどう違うかというのは、今の段階では何とも申し上げられないのですが、現状としては、やはり各市としての地域の特性というところが一つあるのではないかと考えているところと、もう一つは、さいたま市が政令市になってから、収納率は年々向上しておりまして、今の段階ですと、徐々に他の政令市に追いついてきている収納率になっております。当初、政令市になった頃は、政令市の中でもさらに下位の状況だったのですが、少しずつ集約をとれたことによって収納率は上がってきているというところが現状であります。

○　市　　長　　もう少しわかりやすく言うと、その年その年の課税分については、それほど大きな差はないのです。大体９９％前後、あるいはもちろんもっと１００％近く収納しているところありますけれども、大体その前後なのですけれども、過年度分の金額が多くあるということが、多分その収納率の大きな差になっているということもあります。

先ほど少しご説明をしましたけれども、現年課税をできるだけしっかりと収納するということはもちろんなのですけれども、あわせて過年度分、要するに前年以前の滞納に対する取組をしっかりやっていくことで、この収納率が変わってくるということでございまして、毎年収納率としては０．６％ぐらい上がってきて、今９８．１％まで上がってきているということでございます。

○　産経新聞　　産経新聞と申します。

スライドの事務支援の必要性というところのグラフで見ますと、業務量というのは、これは残業時間という理解でよろしいのでしょうか。

○　事務局　　はい、残業時間ということです。

○　産経新聞　　個人市民税担当の方だと１００時間を超える時期もあるということなの

ですか。

○　事務局　　そうです。先ほど申し上げたように、個人市民税担当がどうしてもその時期にやらなければいけないことになるので、そういった時期がどうしても出てしまうということです。

○　産経新聞　　これはいつのデータなのでしょうか。昨年とかですか。

○　事務局　　こちらは平成２９年度のデータでございます。

○　産経新聞　　あともう一つ、集約することによって２カ所に人員が集中すると思うんですけれども、その結果として窓口の人数がどれぐらい減ってしまうのかということで、ＷＥＢの会議を実施するにせよ、現場の人数が減ってしまったら市民サービスが低下してしまうおそれもあると思うのですけれども、そのあたりいかがでしょうか。

○　事務局　　ご指摘のとおり、例えば今各区には課税課、収納課、合わせますと大体２５名います。あと、臨時職員を合わせると２８名～３０名ぐらい。確かにこれが市税の窓口になると、７名になります。ただ、お客様の多くは、先ほど市長が申し上げましたが、８割程度が証明書を取りに来たり、軽自動車の登録や、税の納付をしていきたいという方でございますので、これは今までどおり臨時職員で既に対応しております。

税の相談とかパンフレット取りに来られたという方もいらっしゃいますので、そういった場合に職員が出るということで、市民税と資産税と収納の各担当がいるわけですけれども、やはり中にはこういった職員に対して、今でも区役所に行っても、どうしても難しいような税の質問があってわからない場合は本庁のほうに聞いていただきたいとか、そういったことがあろうかと思いますが、それが今度はどこの区に行っていただいても、ＷＥＢ会議システムを通じてということになりますが、対応が可能と考えております。

議題２に関する質問

○日刊工業新聞　　日刊工業新聞です。

さいたま市とニュルンベルク市の経済連携のほうなんですけれども、合意内容で、一番上で友好と協力のきずなの構築というふうにあるのですが、これに関しては具体的にはどのようなことをされていかれる予定でしょうか。

○　事務局　　ただいまの質問ですけれども、ニュルンベルク市とは、これまで連携を図

ってきたところでございます。

今までは、その中で２つのクラスターと連携を図ってきたところでございますが、今度は行政と結ぶということになりますので、そのクラスターの専門的なものに限らず、幅広い内容に連携をしていけると考えております。そういったところで、幅広い連携を目指すというところで、そのような文言を入れてございます。

議題１に関する質問

○　時事通信　　確認なんですけれども、この市税事務所のほうでＷＥＢ会議システムのほうなんですけれども、このスライドの説明で、この職員さんは市税事務所、南部、北部の市税事務所にいる職員さんで、来庁者というのは各区に来た来庁者ということなのですか。

○　市　　長　　そうです。

○　時事通信　　これ来庁者って市民が家からとかはできなくて、来庁した区役所にあるタブレットを通してということなのですか。

○　市　　長　　そうです。

○　時事通信　　わかりました。

これ対応する職員さんは、税に関するところで必ず１人決まって、この人がずっと対応するとか決めているのですか。それとも、そういうのは決まっていないんですか。

○　市　　長　　それぞれの市税事務所から派遣される形で、それなりに詳しい方になりますが、ただ少数ですので、そこで判断とか対応ができない場合には、それぞれ集約している市税事務所で、さらに専門的な知識を持っている職員がサポートすることになります。

○　時事通信　　これちなみに各区何台ずつタブレットを置くのかと、市税事務所のほうには何台置くのかわかりますか。

○　市　　長　　まず、各市税の窓口には２台ずつ置きます。それから、南北の市税事務所、個人課税課に北部が３台、南部が２台、それから各市税事務所の資産課税課に北部が１台、南部が２台、それから北部市税事務所、法人課税課に１台、それから南北納税課の２課に各２台ずつ、それから税務部、市民税課、固定資産税課、収納対策課に各１台、という台数でございます。これは後で紙に

書いたものをお渡ししましょう。

○　埼玉新聞　　埼玉新聞でございます。

市税事務所の先ほどの収納率の関係で確認なのですけれども、まず２０政令市中で１４位というのが、これがいつの数字なのかというのと、あと現在の収納率、先ほど９８．１％という数字があったかと思うんですが、それがいつの数字かというの教えていただきたいのと、あとあわせて、政令市で多分１４番目の開設になるかと思うのですが、上位１３位というのは、現段階で市税事務所がある政令市なのかどうかってわかりますでしょうか。

○　事務局　　お答えします。

まず、年度につきましては平成３０年度の決算状況です。

○　埼玉新聞　　どっちがですか。

○　事務局　　収納率です。

○　埼玉新聞　　が平成３０年度ですよね。

○　事務局　　平成３０年度です。それで、これは公表されている数字ですから申し上げますと、名古屋市が１番になって、その次、川崎市、横浜市、京都市、札幌市、静岡市、福岡市、仙台市、大阪市、堺市、北九州市、神戸市、浜松市となっておりまして、中には市税事務所を開設していないところもあります。横浜市と福岡市は市税事務所を開設しておりません。

幹事社質問：市民会館うらわの移転について

○　埼玉新聞　　それでは、幹事社として代表質問させていただきます。

１２月定例会で市文化会館条例の一部を改正する条例の制定についての議案が上程されました。改めて、市民会館うらわの移転の状況について、あわせて移転先の複合施設につきましても市の考え、これまでの検討状況、今後の方針についてお聞かせください。

また、跡地利用についてはどのような考えがあるのかをお聞かせください。

○　市　　長　　それでは、幹事社からの質問にお答えをしたいと思います。

まず、市民会館うらわは昭和４６年に開館した建物でございまして、耐震診断の結果、耐震性能に課題があり、施設の耐震化には多大な費用と長期の工期が必要となることが判明したため、今後のあり方について検討してまい

りました。

平成２９年４月に、浦和駅西口南高砂地区市街地再開発組合理事長より当該複合施設への市民会館うらわ移転の要望書が提出されました。

また、同年７月には再開発地区周辺の商店街等５団体から当該複合施設への市民会館うらわ移転の要望書が提出されまして、これらのことを踏まえまして、平成２９年９月の都市経営戦略会議におきまして、利便性の向上、文化発信力の強化、地域経済の活性化等が期待できることから、再開発ビルへの移転方針を決定いたしました。

再開発組合では、市民会館うらわ移転方針の決定を受けまして施設計画の見直しを行い、特定業務代行者の公募を平成３１年２月に行いました。再開発組合で、令和元年８月に特定業務代行者が決定して、市ではそれを受けまして、本年９月の都市経営戦略会議におきまして、再開発ビルへの移転を決定しました。

市におきましては、市民会館うらわの移転に向けた取組を円滑に進めるために、市街地再開発事業の都市計画の主要用途に、公共公益施設を追加する都市計画変更を行う手続を現在進めております。再開発組合におきましては、令和６年度に供用開始を目標に、今年度中に施設計画、また収支計画、事業スケジュールを具体化し、事業計画の変更を行い、令和２年度には権利変換計画の申請を予定しているところでございます。

今後でございますけれども、移転後の新しい市民会館うらわについては、６５０席程度の中規模ホールや多用途のスタジオ機能などを導入し、市民の文化芸術活動の水準向上のため人材育成を積極的に取り組む、そんな施設を目指すこととしております。

市民会館うらわのような集客力のある施設が駅前の複合施設に移転することで、市民にとっての利便性の向上、また周辺商店街の活性化、また駅周辺のさらなるにぎわいや回遊性が高まるとともに、都心機能が向上し、浦和エリア全体の価値を高めることが期待できると考えております。

一日も早く再開発事業が完了するよう、積極的に再開発組合への助言、指導を行っていきたいと考えております。

あとは、跡地利用についてのご質問でございますが、今議会に文化会館条例の改正が、現在審議中でございますので、跡地ではなく現市民会館うらわ

の敷地としてお答えをさせていただきますが、現市民会館うらわの敷地につきましては、平成２９年１０月に地元自治会６つの自治会から、市民会館うらわ移転後の跡地活用に関する要望書というものが提出されており、その要望も踏まえ検討してまいります。

また、平成３０年３月には、ＮＨＫさいたま放送局から移転後の、いわゆる跡地となる現用地を放送会館の移転候補地として協議したいという申し入れがあり、承諾をしたところでございます。地元からの要望内容はＮＨＫサイドにも伝えているところでありますが、具体的な協議はこれからということになります。

以上です。

幹事社質問に関する質問

○　**埼玉新聞**　代表質問の説明に対して質問がある人はお願いします。

○　**埼玉新聞**　埼玉新聞と申します。

市民会館うらわ現施設が、今回の条例案が可決したという前提でお話しするんですけれども、そうすると２０２１年３月末に閉鎖になって、先ほど市長のお話では、新しい施設が令和６年度供用開始ということがございました。この間、大分何年間かちょっとごめんなさい、期間があるかと思うんですが、その間の市民の利便性の確保、この辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○　**市　　長**　ただいまのご質問にお答えしたいと思いますが、本市の現状における他の施設の稼働率の状況で見てみますと、数値上の計算だけですけれども、さいたま市文化センターというのが南区にございますので、市有文化施設での受け入れがある程度可能であろうという状況でございます。

また、この周辺には浦和コミュニティセンター、また埼玉会館等もございますので、これまで市民会館うらわをご利用いただいた皆さんにはご不便をおかけすることになりますし、多少そういったスケジュール感等で、特に土日がどうしても集中するという傾向がございますので、そういった部分では一部ご迷惑をかけるところもあろうと思いますけれども、できれば他の市有施設、あるいは周辺の施設を当面の間ご活用することでご理解をいただきたいと思っております。

その他：さいたま国際マラソンについて

○　埼玉新聞　　ほかにいかがでしょうか。

それでは、そのほかの質問がある人はお願いします。

○　毎日新聞　　毎日新聞といいます。

さいたま国際マラソンなのですが、市民、県内のほかの方々も親しまれている大会だと思うんですが、代表選考レースとして物足りないんじゃないかという意見はやっぱりありまして、アップダウンが激しいので記録も出にくいので、選手たちも出場を見送る選手もいるみたいな、そういう話も聞きますが、そのことについてどう思われますでしょうか。

○　市　　長　　今回もマラソングランドチャンピオンシップファイナルチャレンジという大会でございましたけれども、残念ながら突破する選手が出なかったという状況でございます。とはいえ、県内出身の吉田香織選手が大変頑張っていただいて、日本人では一番いいタイムを出してくれたということがあろうと思いますし、また今回マスターズの陸上女子の６０歳以上のカテゴリーで、恐らく今回のこの記録が世界記録に該当するんではないかという記録が出ました。これについては、大変うれしく思っております。

また、やはり昨今の代表選考レースについては、どうしてもコースそのものが余りアップダウンがない、平たんなコースになっているということであったり、あるいは時期、さいたま国際マラソンをやっている時期というのは、女子の実業団の駅伝等が、その前の週か前々の週ぐらいにあったり、あるいはお正月にあったりという状況もございます。そういう意味では関係する選手にとっては、必ずしも出やすい大会ではないという状況になっていることについては、私も認識しておりますので、その中でできる限りの検討は、また改めてしていきたいと考えております。

○　毎日新聞　　検討というのはどういうことなんですか。

○　市　　長　　時期だとか、あるいはコース、もう少し平らな形ができるかどうかということについても検討していく必要があると考えております。

○　毎日新聞　　代表選考レースとする必要はあるのでしょうか。市民マラソンとしてもいいんじゃないかと思うんですが。

○　市　　長　　もちろんこれはさいたま市だけで決められることではありません。５つの

それぞれの主体があって決めていることでありますので、その中で今後改善できることについては改善をしていくということになると思いますし、その中でまた検討されていくと思います。

○　毎日新聞　　例えば代表選考レースでなくなったとしたら、金額的に下がるということはあるんでしょうか、予算的に。

○　市　　長　　現状としてはそういった計算をしてございませんので、何ともこの場で下がるとも上がるとも言えないところだと思います。

その他：情報の管理のあり方について

○　埼玉新聞　　埼玉新聞と申します。

情報の管理のあり方についてお伺いいたします。先日、神奈川県の行政文書が入ったパソコンのハードディスクがインターネットのオークションで転売されるということが明らかになりまして、その件についてさいたま市で職員さんの使っていらっしゃるパソコンですとかハードディスク、これの処分ですとか入れかえの際にこういった件が起こらないのか、情報管理の現状について教えていただければと思います。

○　市　　長　　現在このハードディスクの処分についてのルール等についてですけれども、データを抹消した上で処分し、それを証する書面の提出を指示をしているところでございます。これ（データを抹消した上で処分することは）情報セキュリティーポリシーに明記しています。

現在の抹消方法としては、通常は処分方法を限定しておりませんが、例えばハードディスクに意味のない文字列を複数回上書きして復元できないようにする方法や、物理的破壊による方法、あるいは磁気を当てる方法など、完全に消去するよう指示をしています。

今後については、さらに市の担当者が機器の破壊作業に立ち会うなど、確実に破棄したことを確認する方法でさらに強化をしていきたいと、あるいはそういったやり方を検討していきたいと考えております。

○　埼玉新聞　　業者からのエビデンスみたいなものは、何か書面とかで提出を求めているということですか。

○　市　　長　　現状はそうです。書面でデータ抹消証明書というんでしょうか、そういったものを提出していただいているところです。

○　**埼玉新聞**　　ありがとうございました。

以上をもちまして本日の記者からの質問を終了させていただきます。

○　**進　　行**　　以上をもちまして市長定例記者会見を終了させていただきます。

なお、次回の開催は１２月２６日木曜日、１３時３０分からを予定しております。本日はありがとうございました。

午後２時２７分閉会

※この議事録は、明らかな言い直し、重複した言葉遣い、話し言葉などを読み易く整理したものを掲載しています。なお、会見後追加・訂正・補足等された文言等については（　　）とし、下線を付しています。